

○ JITCOのあり方

JITCOの体制

体制（平成19年7月現在）

本部（総務部、出入国部、企業部、国際部、能開部）
常勤役員 7人 本部職員 109人（非常勤スタッフ等を除く。）
地方駐在事務所 全国17カ所（巡回指導要員 約60名）

役割

（国際関係）

- ①送り出し国政府とのR/Dの締結、定期協議・意見交換
- ②帰国生ネットワーク化事業（同窓会の組織化）の推進等

（出入国関係）

- ①入国・在留関係申請書類の事前点検事業（会員以外も対象）
- ②入国・在留関係申請書類の取次ぎ事業（会員のみ：有料）
- ③受入れ機関に対する実地調査（実習移行、在留期間更新時）等

（能力開発関係）

- ①研修成果の評価・技能実習計画の評価（政府からの委託）
- ②技能実習生受入れ企業・団体に対する自主点検、巡回指導（政府からの委託）
- ③技能実習修了認定証明書の交付（政府からの委託）
- ④日本語教育支援
- ⑤教材の開発等

（相談・援助）

- ①受入れに関する相談（企業・団体向け）
- ②母国語相談等（研修生・技能実習生向け）

その他、各種セミナーの開催等を行っている。

JITCOの取組み

- ①受入れ機関への巡回指導の強化
平成19年度7,300件実施予定（前年度比1,300件増）
- ②全受入れ機関への自主点検の実施
- ③自主点検を踏まえた巡回指導の実施及びそれらの結果の労働基準監督機関への提供
- ④適正化キャンペーン会議等の実施
2007年6月～7月全国7都市にて開催
※参加者数 789団体、1158名
- ⑤受入れ団体の技能実習担当者講習会の実施
（平成19年度 42回 対象者1,050名を予定）
- ⑥地方行政機関連絡会議の実施等関係行政機関との連携

○労働基準監督機関による監督指導等の実施

- ・労働基準監督機関においては、JITCOから提供された情報も踏まえ、技能実習生の労働条件の履行・確保上、問題がある技能実習生受入れ事業場に対する監督指導を実施
- ・出入国管理機関との間に新たに設けた相互通報制度を適切に運用。

技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

平成18年度 監督指導実施事業場数1633件
（うち違反事業場数 1209件（74.0%））

○出入国管理機関による調査等

- ・受入れ団体・企業に対する実態調査を行い、入管法令等に照らして「不正行為」に当たると判断した場合は、新規受入れを3年間停止するなど、厳格に対応。
- ・労働基準監督機関との間に新たに設けた相互通報制度を適切に運用。

平成18年 不正行為認定件数 229件